

元気なあいさつを心がけています

小西 駿士 さん



こにし たかしさん / 平成3年10月生まれ / 津別町役場勤務 / 達美在住

青春

くるーずあっぷ

今年4月から津別町役場に勤めている小西駿士さん。保健福祉課介護福祉グループに所属し、福祉担当の新人職員として、先輩職員の手伝いや窓口業務などに奮闘しています。

旧端野町（現北見市端野町）出身の小西さんは、北見柏陽高等学校から札幌学院大学経営学部に進学。小学生のころから人のためになる仕事に就きたいと考え、早くから出身地であるオホーツク管内自治体への就職を志望していました。面接試験で津別を訪れた際に

は、端野に似た街並みを見て、故郷に帰ったような印象を受けたそうです。

「まだまだ分からないことばかりですが、福祉担当として少しでも困っている方の役に立てるよう頑張ります」と、抱負を語ってくれた小西さん。庁舎内だけでなく、街中で出会った人にも、自分から積極的にあいさつすることを心がけているそうで、「見知らぬ若者からあいさつされたら、私だと思ってください」と、さりげなく自己アピールを忘れません。

温故知新

【436】

若いころは相撲大会で活躍

村田 泰市 さん



むらた やすいちさん / 昭和15年1月、津別町生まれ / 74歳 / 布川在住

「畑仕事もそろそろやめようかなと思うんだけど、頼まれるとそうもいなくて」と笑う村田泰市さん。今もハウスで育てた季節ごとの野菜を、道の駅あいおいに出荷しており、トマトやナス、きゅうりなど採りたての新鮮な野菜を求めて、釧路や北見からも顔なじみのお客さんが訪れるそうです。

農家の次男として大昭に生まれた村田さんは、25歳で所帯を持ち、布川の5haの土地で畑作を始めます。

31歳からは営林署に勤め、兼業農家として一年を通して仕事に励み、一男一女を育て上げました。「そのぶん、畑の方では家内に苦労をかけた」と、夫婦二人三脚での奮闘を振り返ります。仕事に追われる中で、若き日の村田さんが楽しみにしていたのが相撲大会への出場。昭和30年代までは、秋祭りの催しなどで素人相撲大会が開かれることが多かったそうです。

子どもころから力自慢で、中学時代は網走管内の相撲大会で優勝したこともある村田さんは、「20代は津別だけでなく、近くの町で開かれる相撲大会にもよく参加しました。勝てば賞金が出るので、ちょっとした小遣い稼ぎになりました」と、当時は懐かしみます。

現在、布川友愛老人クラブの会長として、地区のお年寄りのまとめ役をしている村田さん。役員の高齢化などで老人クラブの存続が危ぶまれた時期もあったようですが、60〜70代の住民が中心となって活動を続けています。

会員7人という小所帯ながら、チームワークの良さを清掃活動や花壇作り、親睦会など、地域の環境整備や奉仕活動に積極的に取り組んでいます。

～ 津別町130年記念 ～ 第13回 つべつ紅葉マラソン大会参加者募集！

開催日 平成26年10月5日（日）雨天決行
受付 午前8時00分～午前8時30分
開会式 午前8時45分
スタート 午前10時30分（一斉スタート）

種目
・ハーフコース（21.0975km） 一般男女年代別
・10kmコース 一般男女年代別（中学男女含む）
・5kmコース 一般男女年代別・中学男女・小学4年～6年男女
・3kmコース 小学1年～3年男女・自由参加（年齢性別は問いません）
ハーフコース、10kmコース、5kmコースに参加する高校生は、一般男女年代別に該当します。
10kmコースに参加する中学生は、一般男女年代別に該当します。

参加料 ①一般 1,500円 ②中高生 1,000円 ③小学生 700円

定員 300名（先着順）

締切 申込書に必要事項を記入の上、参加料を添えて下記の申し込み先まで9月1日（月）厳守でお申し込みください。

また、申込用紙は津別町中央公民館でお受け取り（町外郵送可能）になるか、津別町のホームページ（<http://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/>）からダウンロードすることができます。

申し込み・問い合わせ先 津別町中央公民館内 つべつ紅葉マラソン大会事務局 ☎76-2713



今年は津別町を
エリック・ワイナイナ選手
が来る！

暮らしを支える

税

消費税等の中間申告

個人事業者の方で、前年分の確定消費税額が一定金額を超える方は、中間申告書を提出するとともに、消費税額及び地方消費税額を納付しなければなりません。

中間申告と納税が必要な方
個人事業者の方で、平成25年分の確定消費税額が48万円を超える方は、中間申告と納税が必要です。

この「平成25年分の確定消費税額」とは、平成25年分の確定した消費税の年税額をいい、期限後申告又は修正申告等が行われた場合には、これらによって確定した消費税の年税額をいいます。消費税と地方消費税を合わせた額ではありません。

中間申告の方法
次の二つの方法がありいずれかの方法によることができます。

①前年実績による中間申告
②仮決算に基づく中間申告（事業状況が平成25年と著しく異なる場合などのとき）

申告と納付期限
確定消費税の額（地方消費税分を除く額）が48万円を超え400万円以下の方は平成26年9月1日（月）までに申告・納付をしてください。振替納税をご利用の方の振替日は平成26年9月29日（月）になります。